

令和3年度第1回東大阪市景観審議会議事録

日 時	令和3年11月30日（火） 10:00~12:00
場 所	東大阪市役所22階 会議室1、2
出席委員 （11名）	大西委員、片山委員、川口委員、高土委員、中里見委員、久委員、 藤田委員、藤本委員、牧委員、松田委員、山田委員
欠席委員 （1名）	船曳委員
事務局	光永土木部長、菊地土木部次長、竹田みどり景観課長、 田中同課総括主幹、太田同課主査、大月同課主査、立花同課係員、
担当課	前田交通戦略室次長、山内同室主査、林同室係員
議 事	<ol style="list-style-type: none"> 1 開 会 2 会長の選任 3 職務代理者の指名 4 デザイン部会委員の指名 5 議 題 <p>【審議案件】</p> <p>議案第1号 大阪モノレール南伸事業について</p> <p>議案第2号 景観形成重点地区指定に向けた区域について</p> <p>議案第3号 公共空間景観形成ガイドライン（案）について</p> <p>議案第4号 デザイン部会の審議予定案件について</p> <p>議案第5号 デザイン部会で審議された案件の答申について</p> <ol style="list-style-type: none"> 6 閉 会
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ○議事次第 ○配席表 ○東大阪市景観審議会委員名簿 ○議案書 ○東大阪市公共空間景観形成ガイドライン（案） ○関係法令等参考資料ファイル

(議事要旨)

1 開 会

- 開会に先立ち、委員及び事務局並びに担当課を紹介。
- 構成委員の半数以上の出席により会議が成立する旨を報告し、審議会 開会を宣言。

2 会長の選任

- 会長には、片山委員が選任された。

3 職務代理者の指名

- 会長の職務代理者には、久委員が指名された。

4 デザイン部会委員の指名

- デザイン部会委員には、久委員、藤本委員、川口委員、船曳委員が指名された。デザイン部会長には久委員が指名された。

5 議 題

- 審議案件
 - 第1号案件－「大阪モノレール南伸事業について」
 - 第2号案件－「景観形成重点地区指定に向けた区域について」
 - 第3号案件－「公共空間景観形成ガイドライン（案）について」
 - 第4号案件－「デザイン部会の審議予定案件について」
 - 第5号案件－「デザイン部会で審議された案件の答申について」を議案書に基づき事務局及び担当課より説明。

6 閉 会

- 事務局を代表して光永土木部長よりあいさつがあり、審議会を閉会。

議事録

【担当課】

それでは、議案第1号の大阪モノレール南伸事業について、説明いたします。

説明の流れといたしましては、事業概要、各地区の整備内容、課題、諮問内容の順に説明させていただきます。

まず始めに、大阪モノレールの概要を簡単にご説明いたします。

大阪モノレールにつきましては、平成2年に千里中央から南茨木間が開通したのを皮切りに、順次延伸されておりまして、現在本線が大阪空港駅から門真市駅まで、彩都線が万博記念公園駅から彩都西駅まで運行しており、駅数は18駅、総延長は27.8kmで日本最長のモノレールとなっております。

大阪の外縁部を環状方向に結ぶ道路であります大阪中央環状線に沿って、モノレールは運行しており、大阪空港や万博記念公園へのアクセス交通として利用されております。

ちなみにモノレールは、普通の鉄道とは違い、路面電車と同様に道路上を通行する軌道系交通機関であり、道路の敷地内に整備されるものでございます。

今回の南伸事業では門真市駅から以南へ、本市瓜生堂地域までの延伸が決まりました。

その南伸事業では門真市駅から大阪中央環状線を南下し、北から仮称門真南駅、東大阪市域に入りまして仮称鴻池新田駅、仮称荒本駅、そして仮称瓜生堂駅に至る約8.9kmの区間が延伸されます。このうち本市域は約5kmとなっております。

延伸区間の需要は一日あたり約3万7千人と予測されており、事業費は約1050億円でございます。

また、延伸区間の駅は既存鉄道と接続される場所に設置される予定で、北側からそれぞれ大阪メトロ鶴見緑地線、JR学研都市線、近鉄けいはんな線、近鉄奈良線と接続し、開業目標は2029年となっております。

本市域での整備内容について、次のページよりご説明いたします。

まず仮称鴻池新田駅でございます。

駅舎は大阪中央環状線の道路内に設置され、周辺整備として駅の東側に駅前交通広場や、駅と駅前交通広場および周辺道路をつなぐ立体横断施設の整備を予定しております。

またこの駅は、JR鴻池新田駅との結節駅となりますが、駅間が700m程度離れており、乗り換えしやすくするための歩行空間を整備する予定でございます。

次のページが仮称鴻池新田駅のイメージパースとなります。

こちらに関しましては、下に記載しているとおり、現時点でのイメージ図ですので、今後詳細の検討に伴い、駅舎形状や駅前広場の形状が変更となる可能

性がございます。

続いて仮称荒本駅でございます。

仮称荒本駅は市役所前の旧イオン東大阪店の跡地に設置される計画でございます。南北の都市計画道路新庄荒本北線を拡幅し、その道路内に駅が整備されます。

また駅下の空間は道路として整備いたしますので、その空間の中で駅前広場のような機能を整備していきたいと考えております。

こちらが仮称荒本駅のイメージパースとなります。

こちらに関しましても、現時点でのイメージ図となります。

最後に、仮称瓜生堂駅でございます。

仮称瓜生堂駅につきましては、モノレール駅に加え、近鉄奈良線と結節するために八戸ノ里、若江岩田駅の間に近鉄新駅を整備する計画となっております。

また駅の南西側に駅前交通広場を整備し、駅から周辺道路とをつなぐ立体横断施設の整備も予定しております。

次のページが仮称瓜生堂駅のイメージパースでございます。

他の2駅と同様、現時点でのイメージでございますので、今後変更になる可能性がございます。

なお、本事業は市の負担額の上限が定められていることから、予算の関係で今回説明した施設の中で整備されない施設も出てくる可能性がございます。

本市としましては、どの施設を優先して整備していくかを見定め、利便性が高い駅周辺となるよう事業を進めてまいりたいと考えております。

以上、本市域3駅の整備計画をご説明いたしました。モノレールは本市域約5.0kmに渡り、高架構造物が建設され、道路上とは言え駅舎も整備されることから、本市の景観に影響を与えるものであると考えております。

このような整備計画に対し、本市が考える課題をまとめました。

モノレール事業につきましては、モノレール本体（駅舎）は大阪府が整備し、駅前交通広場等の周辺施設を市が整備します。

大阪府が整備する駅については、路線全体のイメージを統一し、既設開業区間と同様の駅舎デザインとする考えのもと計画されていますが、本市は新駅を地域の新たな顔としたいことから、駅ごとに特色のある異なったデザインにしたいと考えており、このような考え方の違いにより統一的な景観が形成されない恐れがあると言えます。

また、景観法の手続き上、本市は景観行政団体であるものの、事業主体が大阪府であるため、通知のみで済んでしまうというのが現状でございます。

さらに先月開催されました大阪府景観審議会の公共事業アドバイス部会においても、委員の方からモノレールに乗っていると、どこの駅についたかわからないであるとか、地域の景観をリードする風格を備えたデザインにすべきとの意見を頂戴しているようですが、30年間運行する中でモノレール駅舎のイメージが浸透していること、交通安全、維持管理上の観点から既設駅のデザイン

を踏襲すると大阪府は回答をされております。

右側に既設開業区間の2駅の写真を載せておりますが、このような30年前に決められたデザインのまま整備を進める予定となっております。

以上のことから諮問させていただきたい内容は以下のとおりでございます。

大阪モノレールは本市の景観に多大な影響を与えるものではありませんが、大阪府が事業主体であるため、景観デザイン部会の対象とはなりません。

本市としては、市の景観形成の考え方に沿った施設整備となるよう、景観法に基づき府に協議を求めるべきと考えております。

そこで協議を実施する際、景観審議会委員の皆様と協力し、意見を伺った上で、協議を行いたいと考えておりますが、このようなモノレール事業における景観形成の進め方について、本日は意見を伺いたい次第でございます。

以上が議案第1号モノレール南伸事業についての説明でございます。ご審議の方、よろしくお願いいたします。

【会長】

ありがとうございました。一番最後の、今写っております画面が、諮問内容となっております。特にモノレール事業に関して景観形成の進め方について意見を伺いたいというのがポイントかと思えます。その前の画面では、大阪府の景観審議会からの意見も出ております。

モノレールに乗っていると、どの駅に着いたか分からない、皆様方も経験がおありになるかも分かりませんが、そういったことも見受けられるのは事実でございます。

この件に関しまして、デザイン部会の対象とならないとのことではありますけれども、大阪府でもそのような意見もありますので、もし、先に何か発言をしたいという方がおられましたら、よろしくお願いいたします。

それでは委員、申し訳ございませんが、デザイン部会の議長をお勤めでございますので、これに関しましてはどのようなお考えでしょうか。

【委員】

大阪府の景観審議会委員でもありますので、個人的にはそのあたり繋ぐことはできるかなと。大阪府と言っても、モノレールの担当と景観の担当は部が違いますので、まずは大阪府の中で調整ができるように、府の景観担当と市の景観担当が話を擦り合わせることが重要な点ではないかと思えます。

府のアドバイス部会で意見が出てますように、大阪府の景観担当ももう少し地域特性を出したいというのは考えていると思えますので、擦り合わせの中でうまく調整できれば良いかと思えます。そこがうまくいけば、市の意見が言える可能性が出てきますので、事前の擦り合わせが重要だと思います。

おおさか東線の開設のときに、それぞれの駅舎のデザインを少しずつ変えていますので、その前例を打合せのときに「JRはしてくれているのに、モノレールはしてくれないのか」というような交渉をすればいいのではないでしょう

か。流れは良いが、そこに行くまでの事前の捌きを考えていただければと思います。

【委員】

先般まで、大阪府の公共事業アドバイス部会の部会長をしてましたが、大阪府の景観担当に特に市をコントロールしようという意思はないんです。ですから、本当に事業をされるモノレールの担当の方にいかに理解していただけるかというところですよ。

日々モノレールを使うところに住んでいますが、内側のインテリアは統一的な必要があるのかもしれないですけど、外から見えるものに関しては、それぞれの個性を売り出す時代になってきていると思うので、決して周りもモノレール事業者だけが決めるものではないと思います。

それから、高架下があまり使われていないことがどこもあると思います。うまくここを考えていくことで、駅前交通広場ではなく、駅前の市頭の広場として共に考えていくのかいいのではないかと思います。

【委員】

モノレールのサインの仕事をすることがありまして、できたときは確かに綺麗でした。再度調査に行った際には、排ガスで壁面が真っ黒になっていて、実際に字が見えなくなっていたこともありました。維持管理というものを、もうちょっと考えていただきたいと思います。せっかく付けた以上、長持ちしていただきたいと思いますので。沢良宜駅のアルミも真っ黒です。元々はシルバーで綺麗だったんでしょうけど、そのあたりをもう少し考えてほしいです。

【会長】

それは、技術的なことということですか。

【委員】

はい、維持管理というところで。せっかく景観でここまで論議し合って、あとは放ったらかしという形になりますので、できたら配慮いただけたらなと。

【会長】

作るときはいいけれど、持続させるときの考えをしっかりとっていた方がいいでしょう、とのことですね。

最初は綺麗だけど、だんだんみすぼらしくなるのは好ましくないと思います。

諮問されている内容に関しまして、ご意見はありますか。

せっかくのまちづくりですので、便利になるだけでまちが発展するわけではありませんので、やはり景観というものは重要であると思いますので、いかがでございますか。

【委員】

駅名なんですけど、普通は地域の駅名になるんですけど、モノレールってちょっと夢があってもいいんじゃないかなと思います。駅名を特徴のある、「森の～」とか、皆さんに伝わっていくような、普通の乗り物と違うイメージで行ったらと思っているんですけど。ここだったらこういうことができるよ、というイメージを盛り込んだ駅名にして欲しいなと思います。

【委員】

私も、協議をしていくということに賛成です。モノレール自体の景観と、駅前周辺の景観の一体性は大事ですので、周辺との調和がとれるように意見ができればなと思います。

協議をしていくにあたって、法律上の根拠があれば話も聞いてもらいやすいという中で、景観法に基づき府に協議を求めるとのことですが、景観法のどの規定に基づき協議するのでしょうか。

【担当課】

景観法の第16条で、景観区域内で建築する場合、届出が必要となっています。地方公共団体の場合、通知だけで済むのですが、東大阪市は景観行政団体になっていますので、景観法第16条の6項で、通知があった場合に、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合するようとすべき措置について協議を求めることができます。そこで東大阪市としての何らかの意見を大阪府に対して言っていければと考えています。

【委員】

ありがとうございます。5項で通知があって、そのときに6項に基づいて協議するということですね。

【委員】

景観法の中では、景観重要公共施設を定めることができるんですね。景観重要公共施設に定められると、方針を作らないといけなくなってくるわけですけど、そういうやり方ではなくて、任意で協議の場面を作っていく方がいいのではないかと思います。大阪府ときちんと協議をして、うまく調整していくのがいいと思います。

ついでにお話しをすれば、景観計画を作ったときに景観軸に指定している国道、府道、河川も大阪府が管轄していますので、国の管轄、府の管轄の他の公共施設も、本当は整備のときに協議の場面を作っていただきたいんです。たまたま大阪モノレールが拳がってますけど、他の公共施設はどうするんだ、というところも一緒にご検討いただけたらなと思います。

【会長】

ありがとうございます。確かに、どの市でも難儀をするところですが、話し合いをしながら理解を深めて、東大阪市としての計画に協力してもらうという姿勢で進めるのがいいかと思います。

要は、大阪府、モノレール、そして東大阪市と景観審議会とが連携できるような形ができればと思いますし、そこに降りたときに、その土地の雰囲気を感じられるようなそういった広場展開とか、それによって個性も出していけると思います。

それと、持続可能性の話もありましたけど、全てを盛り込んで話をすることはできませんけれども、諮問内容の話の進め方としては、景観審議会としては、大阪府景観審議会、モノレールと密に連携を取って、幸いにも委員が重なっているわけですから、そういうお力をお借りして、お願いをするという姿勢で、円滑に東大阪市の特徴ある景観づくり、その他にも理解を求めていく丁寧な作業が、このまちづくりにとっては非常に重要だ、といった意見であったかと思います。

このようなご意見が多々出まして、他にご意見が無いようでしたら、この件に関しまして、このお考えのもとに答申書を私の方で作成をして、市長に回答を致したいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

【委員】

もう一点だけ。今日大阪モノレールの話が出てますけど、瓜生堂駅がもう少しちゃんと計画をしてやっていただきたいですね。近鉄も新駅を作るわけですから、近鉄の新駅、大阪モノレールの新駅、さらには駅前広場の3者が整備していくので、近鉄さんとの協議も同時に進めていただきたい、という要望をしておきます。

【会長】

ご助言ありがとうございます。確かに連結するわけですから、丁寧な打合せ、連携が必要だというご意見でした。これを付加した答申としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、説明課の方はご退席ということです。丁寧に説明していただきありがとうございました。

それでは、議案第2号の景観形成重点地区指定に向けた区域について、ご説明がでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

【事務局】

それでは、議案第2号の景観形成重点地区指定に向けた区域について、説明いたします。

議案第2号の諮問内容としましては、「景観形成重点地区の指定を検討するにあたり、区域の選定について意見を聴くもの」であります。

まず始めに、景観形成重点地区の概要について改めて説明いたします。

景観形成重点地区とは、本市景観条例において定めたもので、景観行政団体が、「良好な景観の保全」と、「地区特性にあった良好な景観の形成」を図るために、住民等の意見を聴きながら、必要な区域において、景観に関して地区特性にあった景観形成の方針やきめ細やかな制限の基準を定めた地区をいいます。

また、「景観形成重点地区を指定できる区域」とは、景観計画区域、東大阪市では市域全域のうち、「現にある良好な景観を重点的に保全する必要があると認められる区域」、「新たに良好な景観を重点的に形成する必要があると認められる区域」、のいずれかに該当する場合としています。

景観形成重点地区において、地域らしさをより具体化するための必要な景観形成基準の例としましては、届出対象について、従来の大規模な建築物だけでなく、小規模な建築物を含む規模まで広げることが可能となります。

また、屋外広告物の表示や掲出に関する事項も挙げられます。

現在、屋外広告物の規制については、市役所周辺を除き、屋外広告物法に基づく東大阪市屋外広告物条例のみで行っており、主に大きさの規制に留まっております。

そこに、「屋外広告物の地色に高彩度色を用いることを避ける」など、地区に応じた配慮事項を、必要に応じて定めることができるようになります。

景観形成重点地区には、景観法、景観条例により次の表に掲げる事項を、他の区域と区分して景観計画に定めなければなりません。

景観計画に定める事項は、景観法により定めるべき「必須事項」と、必要に応じて選択して定めることができる「選択事項」に分けられ、表に示すとこのようになります。

続いて、新たな景観形成重点地区の指定を検討する区域について説明します。

議案書の4ページをご覧ください。

令和元年度の景観審議会において市役所本庁周辺景観形成重点地区の方針について諮問した際に、「3市合併により点在しているシビックゾーンについても、それぞれの地域特徴を活かした景観形成が出来るために、他のエリアも重点地区に指定する様、引き続き検討されたい」との答申をいただきました。

市役所本庁周辺に続く新たな景観形成重点地区の区域について、各シビックゾーンも含めて検討して参りました。

その結果、先ほど景観形成重点地区に指定できる区域として説明したうち、「新たに良好な景観を重点的に形成する必要があると認められる区域」として、今後土地利用の大きな転換を迎えるエリアに加え、市役所本庁周辺と同様、大阪モノレール新駅の設置が予定されているエリアを含めた3箇所区域について、指定に向けて進めて参りたいと考えております。

まず1箇所目としまして、「近鉄河内小阪駅北側周辺」のエリアです。

駅の北側には、従前より近鉄不動産株式会社が所有する約13,000㎡の土地

にビルが5棟ありましたが、借地契約の満了に伴い現在は順次解体されており、今後再開発が計画されています。

駅前という立地により、来訪者などへの景観に対する影響は大きく、また、近隣には大阪商業大学やハウス食品などによる良好な景観のエリアが現存するため、駅前までの連続性のある良好な景観形成が期待されます。

小阪駅前周辺は、本市第3次総合計画において「にぎわいゾーン」として、本市都市計画マスタープランにおいて「中心商業業務ゾーン」として、本市立地適正化計画において「都市機能誘導区域」として、それぞれ位置付けられていることから、このエリアについては、「商業・業務機能等の強化を図り、地域の人びとが集まり交流するにぎわいのある空間の形成と、歩いて暮らせるまちの実現を図る」ための景観づくりが必要であると考えます。

次に2箇所目としまして、「大阪モノレール（仮称）鴻池新田駅周辺」のエリアです。

中央環状線とJR学研都市線との交差部に、大阪モノレールの新駅が設置される予定であり、駅前交通広場や、乗降口と東西を繋ぐ立体横断施設が併せて整備されます。

新駅から東へ約400mにJR鴻池新田駅があり、その南東部に重要文化財である鴻池新田会所があります。

新駅付近は学校や住宅地が、JR鴻池新田駅周辺は飲食等の店舗が、鴻池新田会所周辺は住宅地が、それぞれ連なっています。

将来的には、鴻池新田会所への連続性を持たせた、文化や歴史が感じられるような街並みにしていくことが、このエリアの魅力向上に繋がるものと考えております。

（仮称）鴻池新田駅周辺は、本市第3次総合計画において「地域拠点」として、本市都市計画マスタープランにおいて「沿道商業ゾーン及び住環境整備ゾーン」として、本市立地適正化計画において「居住誘導区域」として、それぞれ位置付けられていることから、このエリアについては、「地域を支える都市機能や日常生活で必要となる基礎的な都市機能の維持・誘導により、歩いて暮らせるまちの実現を図る」ための景観づくりが必要であると考えます。

次に3箇所目としまして、「大阪モノレール（仮称）瓜生堂駅周辺」のエリアです。

中央環状線と近鉄奈良線との交差部に大阪モノレールの新駅が設置される予定であり、駅前交通広場や、乗降口と東西を繋ぐ立体横断施設、また、近鉄の新駅も設置予定です。

新駅から北東側に大型商業施設のニトリモールがあり、東へ約800mに既存駅の近鉄若江岩田駅があります。

大阪モノレール、近鉄両駅が隣接する新たな交通結節点となることから、市外へ魅力発信ができるような特徴のある景観づくりが期待できるエリアです。

（仮称）瓜生堂駅周辺は、本市第3次総合計画において「にぎわいゾーン」として、本市都市計画マスタープランにおいて「沿道商業ゾーン及び住環境整

備ゾーン」として、本市立地適正化計画において「都市機能誘導区域」として、それぞれ位置付けられていることから、このエリアについては、「都市の中心拠点を補完するエリアとして、来訪者拡大を目的とした様々な都市機能を維持・誘導し、都市の魅力を増大させる」ための景観づくりが必要であると考えます。

最後に、今後のスケジュールについて説明いたします。

本日の審議会でご審議いただいた後、各エリアについて検討を進めることになりましたら、河内小阪駅北側周辺地区については、権利者である近鉄不動産株式会社等との調整や、周辺関係者への意見聴取等を踏まえ、再開発着手までに指定できるよう協議して参ります。

また、鴻池新田及び瓜生堂の両モノレール新駅周辺地区については、今後の都市計画マスタープランや用途地域等の変更に合わせて順次検討して参ります。

以上で、議案第2号「景観形成重点地区指定に向けた区域について」の説明を終わります。

【会長】

ありがとうございました。重点地区として3つ挙がっております。個々でも結構です。地区の指定の考え方でも結構ですが、どなたかご発言ございますか。

それでは、私の方から、ちょっと教えていただきましたのですが、委員、色々な建物が建築されていくわけですけど、地区によって違った雰囲気を出すようにする、個性的なものにするのが良いのでしょうか。

【委員】

この3つに関しては、個性的な方がいいかなと思います。

でも、東大阪は山とかもある地域もあると思うんですけど、この3点は全部平坦な所だなというイメージがあります。平坦なところにたくさん集まってもらおうということを考えると、近隣の方が集まりやすいという点ではいいかなと思います。個々それぞれで考えていった方がいいかなと思います。

ただ、モノレールとの関連とも繋がってくるのかなと思うので、瓜生堂と鴻池というのは必要かなと思います。小阪は全く別物かと思います。

【委員】

今ちょうど永和駅がJRと近鉄が重なる所で、すごく綺麗に交通広場が整備中で、新大阪まで行けますよということですけど、今度は瓜生堂駅はここから伊丹空港まで繋がるというイメージがあると思います。ついこの間交差点も開通しましたし、これからまちの中心になっていくのではないのかなと思っています。

ぜひ、いいデザインで進めていただきたいです。

【委員】

3拠点、それぞれ特色があるかと思います。

まず、居住区であれば公園があったりとか、子どもが暮らしやすい形のもの、商業になりますと広告というものも絡んできます。その中で景観を維持しようとする、大きさ、色彩、時間の規制と、ランダムに混在してしまうと景観としては成り立たないと思いますので、各拠点の特色を活かして、棲み分けができればいいのかなと思います。

【委員】

私も近鉄を利用しているのですが、近鉄は電車に色んな模様がされてまして、モノレールも駅の外とか駅自体に特徴のあるデザインとか、例えばトライクンとかをメインにしてはどうかと思います。

【会長】

景観デザインという点で、実際にお伺いすることにはなりますが、いかがお考えになりますか。

【委員】

まずその前にですね、今は近々に建て替わろうとしている場所だけをターゲットにあててると思うんですけど、景観形成重点地区ですので、もう少し広い範囲で、時間がかかってもいいので、どうするかという観点をぜひ持って置いてほしいと思います。

方針の中にはそういったことも書かれると思うんですけど、時間をかけながら、この地区全体の魅力アップ、景観の質の向上というものをどう図っていくべきかという中で、その先導の役割を果たすため、今ターゲットとしている敷地が動いてくというシナリオがほしいなと思っています。

3つともよく存じ上げていますので、近鉄小阪駅の北側というのは、ハウス食品さんが本社を立て替えたときに、非常に美しいデザイン、外構を作ってくださいしていますし、大商大もこの前新しく施設を作ったときに、かなり質の高いものを作っていたので、近鉄が建て替わったときに、北側へ伸びる一つの景観の軸みたいなものがしっかりと出来上がっていくと思いますので、そこをしっかりと意識をして詰めていっていただきたいなと思います。

一方、周辺のまちなみに対して、どのように波及していくのか、という観点も考えていただければなと思っています。

それから、瓜生堂はかなり大きく変わると思いますので、整備に期待しているんですけど、もう既に文化創造館が開設されるときに、交差点を改良していますよね。あの結果、かなり雰囲気が変わっていると思うんですよね。交差点の雰囲気と今回の整備をうまく組み合わせたいですし、医療センターへどう繋いでいくかということも重要です、さらに少し距離はあります

けど、ここから文化創造館へ歩かれる方も増えてほしいなと思いますので、西に伸びる道路が従来のままですと、あそこがもっとちゃんとなってくれば、もっと魅力的になると思いますので、文化創造館や医療センターへのアクセスもターゲットに入れておいてほしいなと思います。

3つ目の鴻池新田ですけど、ここは非常に難しいなと私は思っています。何がどう触れるのかというのがほとんどないというか、工科高校のところを歩いて楽しいですかと聞いても、やっぱり楽しくなかったりしますし、北側が密集市街地になっていたりというので、どう触っていくかというのは、かなり戦略的に考えていってほしいし、うまくやれば鴻池新田会所まで、風情のあるまちなみが出てくる可能性もありますので、少し長期の戦略になると思うんですけど、ここを位置付けることによって、鴻池新田全体が良くなっていくような戦略もぜひ持ってほしいなと思います。

ついでにですね、これは言っても仕方がない話なんですけど、市民会館が建ってきているときに、商工会議所も移って来られてますので、永和駅の周辺も景観形成重点地区にさせていただいていたらなど。元々の布施のシビックゾーンですから、本当はもう少し前に位置付けてもらいたかったなと思いますが、これから駅前広場も出来上がっていきますので、こういった昔のシビックゾーンもしっかりと位置付けていきながら、目玉となる拠点が様々に良くなっていくような戦略も、次のステップとしては持っておいてほしいなと思います。

【会長】

ありがとうございます。素晴らしい知見だと思います。その周辺の地域への波及効果とか、まちそのものが変わっていく中心となるものになります。それがうまく機能しないとポツンと地区だけが浮くということも考えられます。非常に適切なお発言だったかと思いますが、従来のシビックゾーンというところも十分に配慮した東大阪市全体のまちづくりを検討していただきたいということだったかと思います。

他にございますか。

【委員】

質問もあるんですけど、小阪駅のところは既に工事が始まっていますが、マスタープランというのはこれから作られるということでしょうか。

【事務局】

マスタープランに関しましては、解体の工事が進んでおりまして、今後新たにどういう開発をするのかは、コロナの影響もあって現白紙とのことです。

マスタープランの話は、大阪府で改定手続きをしており、今後市の方のマスタープランも改定の手続きを3年くらいかけてやっていく、その際に用途地域の変更もございますので、それらを踏まえながらになります。

【委員】

この中では、小阪駅がトップランナーになると思うんですね。できれば駅前広場という考え方もここで見直していただけたら、次の案件に繋がるのかなというふうに思います。

商大さんが斜めに線を作られていますね。あれが繋がればいいなと、私個人的には思うんです。やっぱり、駅の方から繋がりを作るとか、なかなか駅前の南側もぐちゃっとしてるので、北側を市頭の広場としてうまく活かしながら交通処理をできるようなことが進めば、良い見本のまちになるかたと思います。

【会長】

広場というものの考え方、周辺との繋がりを十分考えていけばということですね。

【委員】

ぜひ見本になってもらって、これからのモノレール駅の考え方に繋がっていくと思うので、ここはやりやすいかなと思いました。

【委員】

委員がおっしゃってましたように、周辺に波及性をもって広く考えることはすごく賛同できまして、先生もおっしゃってましたけど、北側の新しく変わっていくところで先導していく話だと思うんですが、駅って片側だけが煌びやかで、表と裏になりがちだと思うんです。そういう意味では、北側の方が新しく変わっていきながらも、その活気が南側の商店街にも、駅を挟んで両側に回遊できるような、そういう考え方で地区をトータルに考える視点が大事かなと思います。

あと、瓜生堂駅のところは大阪瓢箪山線が新しく変わってきているような気がしてまして、面ではなくて線的な要素もうまいこと取り入れながら、ウォークアブルなまちにしていければなど。瓜生堂はずっと近鉄沿いに高規格な道路が繋がってますので、歩いて楽しくなるような景観を作っていくように考えないと、今の道路を見るとちょっと寂しい、今であれば緑陰とかも全然なくて、暑いような感じに景観整備的には見えるので、街路樹の維持管理はどうするのかということで、植えることに及び腰になっているかもしれませんが、駅を中心にまちを一体化しながら回遊性を生むということと言うと、線的なところも非常に重要な施設なので、そのあたりの考え方も大事かなと思います。

【会長】

ありがとうございます。

貴重なご意見を伺いまして、この3地区だけでなく、この東大阪市の一つの起爆剤として、まちづくりを検討するご意見をいただいたかと思います。

この件に関しましては、私の方で答申内容を一任させていただいてよろしゆ

うございますでしょうか。ありがとうございました。

それでは、次の案件に入りたいと思います。議案第3号の公共空間景観形成ガイドライン（案）でございます。これについてのご説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、議案第3号の公共空間景観形成ガイドライン（案）について、説明いたします。

議案第3号の諮問内容としましては、「公共施設の景観形成の向上を推進するための指針案について意見を聴くもの」であります。

まず、本諮問に至るまでの、現在までの経過について説明いたします。

東大阪市景観条例の第3条第4項には、市の責務として、「市は、公共施設の整備及び建築物の建築等を行う場合には、良好な景観の形成に関し先導的な役割を果たすよう努めなければならない。」と定められております。

そこで、市が良好な景観の形成に関し先導的な役割を果たせるよう、公共空間景観形成ガイドラインの作成を予定している旨を、令和元年度第1回景観審議会にて報告しました。

その際の参考意見として、「審議会委員の意見が反映される様、策定の手続きを進めてもらいたい。」等のご意見をいただいております。

この度、公共空間景観形成ガイドラインの案ができましたので、本日諮問させていただきます。

ガイドライン作成に先駆けて、公共空間の設計・整備において、担当部署と景観担当部署が協議し、共通の認識を持って連携を図ることで、一貫性のある公共空間へ適切に誘導し、統一された都市の景観デザインの形成を目指すため、景観に関するチェックシートを用いた双方確認を令和3年4月より試行しております。

公共空間景観形成チェックシートの運用については、基本構想・基本計画の段階、もしくは設計前の段階において、みどり景観課へのチェックシートの提出により協議を行っていただき、みどり景観課の意見を設計に反映していただくこととしております。

また、チェックシートの内容に変更が生じる場合は、その都度提出していただき内容を確認し、工事完了時においても、チェックシートと相違ない旨を報告していただきます。

お渡ししていますガイドライン案の41ページ以降に、チェックシートについて添付しております。

チェックシートの内容としましては、大きく公共建築物、公園・緑地、河川・水路等、道路、橋梁・高架構造物ごとに作成しており、それぞれの施設ごとの方針及び配慮事項について記載しております。

方針及び配慮事項は、配置や色彩、意匠、素材などについて記載されており、各工事案件ごとにそれぞれの項目について配慮ができているか否かをチェ

ックしていただきます。

配慮ができない場合は、その理由について記載していただき、その内容も踏まえてみどり景観課から意見を、という流れで運用しています。

このガイドラインは、現在の協議をより具体的に、より理解しやすいものとなるよう作成しており、将来的に景観担当部署でなくとも、景観に関する意識付けが浸透していくことを目指すものです。

以上で、議案第3号「公共空間景観形成ガイドライン（案）について」の説明を終わります。

【会長】

ありがとうございました。今お手元にはガイドラインの案がありますけれども、委員の皆様方にご意見を伺うとのことですが、どなたかこれに関してご意見ございますでしょうか。以前に議論した内容を踏まえてのお話となっております。

【委員】

それぞれのところでしっかりと書いていただいているんですが、これを見ただけで技術職の方が、自分の担当している公共施設、公共空間を景観的にいいものにするためには、もう一つ手前の話を書いといていただいた方が良いのではないかと思います。今日担当課として並んでいる方々も、かつては自分が公共空間を作るという部署で仕事をされた経験があると思うんですけど、その時の自分の気持ちを思い出していただいて、全ての職員さんがいいものを作るという根本論を、前の方にしっかりと書いていただきたいです。

私が思っているのは、一つは、今までは景観は付け足しだという考えがあったのかと思うんです。機能とか経済性とかをしっかりと考えて、プラス景観というような感じだと思いますが、そうじゃないよ、と。最初から景観も設計に重要な要素として初期の段階から組み込んでほしい、という話をもう少し強調してほしいなと思います。

ちなみに、最近三重県の景観の職員研修を受け持つんですけども、金をかけないで景観に配慮できる事例を強調してほしい、という話なんです。もうお分かりだと思うんですけど、景観イコール金がかかるということ。そうじゃないよと、金がかけられないんだったら、創意工夫でこれぐらいのことはできませんか、というような研修をさせていただいています。それも、先ほどの付け足しの延長の話ですよ。しっかりと設計をして、余裕があれば景観の配慮、みたいな話になっていませんか、と。金をかけなくてもできる方法はいっぱいあるし、それをやることによって、良い景観をもった公共施設ができあがるというようなことを、最初の方に数行しっかりと書いていただいて、今まで技術職さんが根本的に欠けていた視点だと思うので、強調しておいてほしいなと思います。

【会長】

ありがとうございます。つまり、プラス景観ではなく、まず景観。お金がかかるということではないということですね。そんなにボリュームは要らないので、ガイドラインの一番のポイントとして、景観についての考え方というのをまず提示する、そういうことが大事ではないかというご意見だったかと思いません。

【委員】

全部把握しているわけではないんですけども、できた後のチェック機能、そしてそのフィードバックというところが重要かと思うんですが、今どういう風になっているんでしょうか。

【事務局】

7ページですね、景観協議の流れで、維持管理の部署と設計する部署が違いますので、こういう協議をしてきたと分かる形で、適切に維持管理していただかないといけませんというのが分かるようにはなっています。フィードバックに関しては、できる前とできた後で思ったイメージと若干違うということがあるかと思しますので、次の新しいものを作るときに以前のチェックシートを見ていただくということも当然必要かなと考えています。ここには載っておりませんが、過去にどういう経過があったよというのは、みどり景観課の方で集約しておりますので、協議の中で提示する必要はあるかなと思います。

【委員】

今伺ってたら、ちょっと緩いように思ったんですね。次、同じ橋を作るときに次の担当の方がどういう風にしたらいいかというときに、そういう情報を知らなければ、また一からのスタートになりますよね。メンテナンスは当たり前なことだと思うんですけど、次の橋を作るときに前の橋での良かったところ、失敗だったところをきっちり引き継いでいくことで、次の橋が良くなると思うんですね。5年、10年後にチェックするとか、ご担当者も変わられるので、何かしっかりした仕組みを作っていただく必要があるかなと思いました。

私も京都府のこういう計画づくりをお手伝いしたのですが、5年毎、10年毎に今までのことを検証して、A、B、C、Dとかランキングして、今回Aのものを作ろうとしてそこを見に行く、そういう仕組みに庁内でしていただかないと、せっかくやったけれど個々に終わったらもったいないと思いますので、そこまで考えていただきたいと思います。

【委員】

さっきの知恵次第で景観は良くなるという話で言えば、ノウハウというか、知恵次第でこう良くなるんだよという事例集みたいなのが内部で貯まっていけばいいかなと、そういう蓄積は必要かなと思います。

【委員】

先行して作られている他市のものを参考にして作られていると思うんですが、今の時代になって注目されている話を、9ページあたりに入れておいてほしいのですが。今世界中でプレイスメイキングと言いますが、公共空間を市民が使いながら、イベントなどをしながら魅力的にしていくという動きがあるんです。市民が生き生きと活動できる、自分たちのイベントをしたり、自分たちが使いこなすことによってまちを魅力的にする、その基盤を作っているということを意識してほしいなと思います。

これは、新しい都市計画の考え方なので、そこを7番目か、あるいは6番目に書き足すことで、市民と一緒にまちを魅力的にする場所を作ってるんですよ、という観点を是非とも書いておいてほしいと思います。

【委員】

商大の建物ができたときに、これは素晴らしいな、これは若者が集まってくるなと思いました。文化創造館も期待が膨らんだと思うんです。いざ出来てみたら、周りの食堂もあまり人が入らなくて困ったり、使いやすくも感じない、見た目も木が少しあって広場があるくらいで、もうちょっと出来上がったときにもっと創造性のあるもの、魅力のあるものに人が集まると思います。

小阪も、昔は一等地と言われていたんですけど、今それが違ってきたので、挽回してほしいところもありますけど、これからはある程度斬新さももうちょっと入れてほしいなと思います。歩いて楽しめるまち、これは市民として希望します。

【会長】

ありがとうございます。人があつてのまちですし、活かせてこそその景観だと思います。貴重なご意見を賜ったと思います。

色々ご意見を伺いましたけれども、この件に関しましても、答申内容に関しましては私にご一任いただけますでしょうか。ありがとうございました。

引き続きまして、議案第4号のデザイン部会の審議予定案件につきまして、よろしく願いいたします。

【事務局】

それでは、議案第4号のデザイン部会の審議予定案件について、説明いたします。

東大阪市景観審議会のデザイン部会とは、景観に関する専門的事項を審議するため、東大阪市景観規則第36条に基づき景観審議会に設置した部会のことです。

審議内容が専門的なものとなるため、審議会委員よりデザインの専門知識を持つ方で構成する部会となります。

このデザイン部会で対象とする案件は、「市が主体となって新築する建築物であって延べ床面積が1,000㎡以上のものを対象に建築物、外構等のデザインについて」となっております。また、建築物にはPFI事業でするものも含めます。

下の図にあるとおり、デザイン部会を開催し審議する為には、あらかじめ市長が当審議会に諮問し、審議会から部会へ審議依頼を行う必要があるため、今後予定される案件を諮問するものです。

続きまして、審議予定案件につきましては、令和3年度以降に、新築または基本計画の策定等を予定している延べ床面積1,000㎡以上の市有建築物についての庁内照会結果です。

(仮称)東大阪市立防災倉庫につきましては、今年度に基本計画の策定に向けた作業中であり、令和4年度に設計を予定しているため、今回諮問するものです。

建築面積は1,000㎡から2,000㎡、建設場所は、災害リスクや交通アクセシビリティ、土地の利用状況等を考慮しながら現在検討中です。

以上で、議案第4号「デザイン部会の審議予定案件について」の説明を終わります。

【会長】

ありがとうございました。今デザイン部会のメンバーが確定しましたが、いかがでしょうか。

【委員】

もう少し情報がほしかったなど。

【事務局】

今防災倉庫の検討委員会が立ち上がっており、場所の選定はまさに検討中とのこと。防災倉庫は小規模なものが各地域に既にありまして、国や府からの資材を一時的に集約するような大きな倉庫を作るというイメージで、それが無いということが課題となっておりまして、地域防災計画にも打ち出しておりまして、大阪中央環状線、国道308号線、外環状線が広域の避難誘導路となっておりますので、そのエリアで大型のトレーラーなどが入りやすい利便性の良い所で検討しておりまして、資材は三日間、市民の方が生存できるような容積を計算して検討しています。そこまでしかまだ情報はありませんので、追ってデザイン部会の皆様には情報提供をさせていただきます。

【委員】

出来上がってしまうと、言えることって限られてしまうんです。できるだけ早い段階で一緒に話し合いができるといいなと思います。そういう意味で、どのタイミングでデザイン部会と一回目の会議をするのかというのは、担当課と

しても考えておいていただきたいと思います。

具体的な言うと、場所の選定について一か所に絞り切る前に、景観的に言えばどの場所がいいですか、ぐらひの話でスタートできてもいいのかなと思いますので、スタートするタイミングも考えていただけたらと思います。

【会長】

ありがとうございます。委員のご意見は以前も出たように思います。危機管理という視点と景観という視点が合わさっていくという進め方が良いのではないかというご意見だったかと思います。

【事務局】

現状なんですけど、実際はかなり絞られています。東大阪市のメインの防災倉庫としての緊急交通路、なおかつ市所有の土地ということで、ある程度限られてくる中で絞られてきています。ただ、それには市の財産の有効活用の観点とか色々な観点から絞り込まれているということなので、ここにするといえるようになったら、少しでも早い段階で情報提供させていただきます。それと、出来上がってから審議して、今更というご迷惑もお掛けしてますので、極力そういうことがないようにご相談させていただきたいと思います。

【会長】

ありがとうございます。できるだけ早く、話し合いが進むように願っております。

事務局にて事業課と引き続き議論をしていただきまして、審議事項として整いましたら、私の方からデザイン部会長に審議依頼をさせていただきたいと思います。その後、デザイン部会の皆様で部会を開催していただくというようになろうかと思っておりますので、どうぞ引き続きよろしくお願いを申し上げます。

それでは、引き続きまして、議案第5号のデザイン部会で審議された案件の答申について、よろしくお願いいたします。

【事務局】

それでは、議案第5号のデザイン部会で審議された案件の答申について、報告いたします。

これまでの景観審議会において、デザイン部会の審議予定案件として諮問していたもののうち、昨年度に4案件についてデザイン部会にて諮問しました。まず、第1回目としまして、令和2年9月9日に「(仮称)東大阪市北蛇草住宅C棟について」、「東大阪都市清掃施設組合(仮称)第六工場について」、「東大阪市営旧上小阪東住宅建替事業について」それぞれ諮問しました。

「(仮称)東大阪市北蛇草住宅C棟」については、事業担当は建築部住宅改良室、場所は東大阪市長瀬町一丁目、建築規模は、延べ床面積約4000㎡、事業手法はPFIです。

答申としましては、「外壁については、手摺の意匠や色彩等で分節を図り、単調なものとならないように工夫されたい。」「駐車場については、アスファルトのみとせず、緑地スペースを考慮されたい。」「オープンスペースについては、低木、中木、高木を組み合わせながら、ツリーサークルやベンチなどを配置し、コミュニティの場のきっかけとなる雰囲気づくりを検討されたい。」とのご意見をいただきました。

今後の予定は、今年度中に落札予定業者を決定、来年度より設計に取り掛かっていく、とのことです。

続きまして、東大阪都市清掃施設組合（仮称）第六工場」については、事業担当は東大阪都市清掃施設組合、場所は東大阪市水走四丁目、建築規模は現在のところ未定、事業手法はデザインビルドです。

答申としましては、「煙突については、景観との調和を図りながら、シンボルとしてのデザインを考慮されたい。」「接道部については、環境を意識した緑化に努められたい。」とのご意見をいただきました。

今後の予定は、来年度の業者決定に向け、現在仕様書の作成中であり、令和5年度より設計に取り掛かっていく、とのことです。

続きまして、「東大阪市営旧上小阪東住宅建替事業」については、事業担当は建築部住宅政策室企画推進課、場所は東大阪市新上小阪、建築規模は、延べ床面積約9000㎡、事業手法はPFIです。

答申としましては、「外壁については、手摺の意匠や色彩等で分節を図り、単調なものとならないように工夫されたい。」「建物の配置については、北側市街地に圧迫感を感じさせないよう配慮されたい。」「オープンスペースについては、東側に隣接する配水場の緑地との視覚的な繋がりを意識されたい。」とのご意見をいただきました。

今後の予定は、今年度中に落札予定業者を決定、来年度より設計に取り掛かっていく、とのことです。

次に、第2回目としまして、令和2年11月25日に「（仮称）東大阪市荒本住宅C棟について」諮問しました。

事業担当は建築部住宅改良室、場所は東大阪市荒本二丁目、建築規模は、延べ床面積約9000㎡、事業手法はPFIです。

答申としましては、「色彩及び外観については、A・B棟の建て替えに続き、本C棟が建て替わることで、エリアの地域景観イメージを徐々に形成するであろうことから、周辺の既存施設との調和を図りながら、将来の土地利用を見据えた計画を意識されたい。」「外壁については、デザイン・材質で分節化を図る等、長大・単調なものとならないよう工夫するとともに、バルコニーについては、室外機や洗濯物が乱雑に見えないよう工夫されたい。」「外構については、可能な限り壁やフェンスとせず、防犯・路上駐車対策を講じながら、インターロッキング舗装とするなど景観の連続性に配慮した歩行者空間を確保するとともに、オープンスペースとなる駐車場や消防活動用地については、アスファルトのみでなく、コンクリート舗装や地被類による緑化等により変化を持た

せるよう工夫されたい。」「植栽については、低中高木の組み合わせにより、四季を感じられる構成とし、住民自らが花壇の世話等の緑化活動ができる空間づくりを意識されたい。」とのご意見をいただきました。

今後の予定は、来年度の業者決定に向け、現在は仕様書の作成中、とのこと
です。

以上で、議案第5号「デザイン部会で審議された案件の答申について」の報告を終わります。

【会長】

ありがとうございました。この内容につきまして、何かご意見などございました
せんか。よろしいでしょうか。

これで、本日の審議は全て終了しました。それでは、長時間に及びましたけ
れど、これをもちまして議事を終わらせていただきたいと思います。ご協力を
賜りましてありがとうございました。

【光永土木部長より閉会のあいさつを踏まえ審議会を閉会】